会　　議

午前10時０分開会

○議長（中村　敦）　おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議第27号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村　敦）　日程により、議第27号　第５次下田市総合計画基本構想の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（平井孝一）　改めておはようございます。よろしくお願いいたします。

議第27号　第５次下田市総合計画基本構想の一部の変更について御説明申し上げます。

議案件名簿の６ページをお開きください。

第５次下田市総合計画基本構想を、別冊の第５次下田市総合計画基本構想（案）のとおり変更したいので、下田市議会の議決すべき事件を定める条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和３年度から令和12年度までを計画期間とする第５次下田市総合計画基本構想の一部を変更するためでございます。変更内容につきましては、議案説明資料にて御説明申し上げます。

３ページをお開きください。

説明資料①でございます。

１、下田市総合計画基本構想は、令和３年度から令和12年度までの10年間における下田市の総合的かつ計画的な行政運営を行うための基本的な指針であり、まちづくりの基本理念とまちの将来像、これを実現するためのまちづくりの柱を提示しているものでございます。

２、基本構想の変更は、地方自治法第96条第２項の規定による下田市議会の議決すべき事件を定める条例により、「策定、変更または廃止」に関して議会の議決を要することから、第５次下田市総合計画基本構想、以下、基本構想と申し上げますので御了承お願いください、について、令和２年12月15日に議決を受けております。今回、将来人口の見通しなど見直し

を行うことから、基本構想の変更について議会の議決を求めるものでございます。

３、基本構想の内容変更につきましては、基本理念やまちの将来像、土地利用構想、まちづくりの柱については見直しはしておりません。

将来人口の見通しについて、国立社会保障・人口問題研究所が発表した最新の推計値に変更するとともに、この推計値に基づき指標とする将来人口を見直ししております。

また、基本構想中のグラフやアンケート調査の結果、表中の現状数値等について、直近データにより更新し、まちづくりの柱と施策については、後期基本計画における構想の見直しを踏まえ、記載の内容の変更を行っております。

４ページ、説明資料②を御覧ください。

基本構想の新旧対照表で左が変更前、右側が変更後でございます。

１の将来人口、（１）将来人口の考え方の変更は、直近のデータ、資料に合わせるもの。

（２）指標とする将来人口の変更は、直近のデータ及び将来人口目標値の変更によるもの。

次の５ページは、人口の見通しをグラフに示したものでございます。

６ページを御覧ください。

２、市民の定住意向、指標とする市民の定住意向は、後期基本計画策定に当たり、再度アンケートを実施したもので、前回と比較し、市民は住みたい、住みたくないの割合はほぼ変わらず、また、前回と同様、年齢を重ねるに従い定住意向が高くなっております。小中高生は、住みたいが38.4％から33％へ減少しましたが、逆に住みたくないも24.1％から17.9％に減少していることから、定住意向はほぼ変わらないと考えております。なお、前回と同様、学年が上がるに従い定住意向は低くなっております。

次の７ページは、第５次下田市総合計画の体系を示したもので、今回は四つの柱にひもづく形で施策を示しております。

次の８ページから９ページは、四つの柱に対し、変更前は分野別に施策を示していたため、主な取組の方向性としていましたが、今回、柱に位置づける施策とし、記載のとおり変更しております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第27号　第５次下田市総合計画基本構想の一部変更についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村　敦）　当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　説明資料の６ページですね、今、最後のほうに平井課長がお話ししてくださった点です。

これまで中学生を対象にしていたアンケートを、今回、小中高を対象に実施したという結果、ちょっと数字が悪くなっていますというようなところでの理解かなというような、これは年齢のこともありますので、何とも言いようがないところはあるんですけれども。小中高生の定住意向の上昇を目指すというのは、そのとおりのことだと思うんですが、やはりここら辺はもうちょっと深掘りをしていただきながら、施策のほうに反映させていただきたいなというふうに感じているところです。

というのは、今年度から私立高校の無償化が始まりまして、下田中学校の卒業生だけではなく、賀茂の中学校の卒業生が、圏外というか、この賀茂外の域外の私立高校に進学する一つの、ちょっとぐんと数字が上がるんではないかというような内部の話もございますので、もうそういったところも含めて、ここら辺、どのように今庁内で検討されているのか、今回、高校生通学費補助を出していただけたんですけれども、その辺のことも踏まえてお話をお聞かせいただければと思います。どのように考えてこれから、この辺り具体的に手当てをしていくかというようなことを、どこら辺まで考えておられるのかお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（中村　敦）　企画課長。

○企画課長（平井孝一）　まず、このアンケート結果でございますが、岡崎議員のおっしゃるとおり、定住意向、住みたいという形が減ってきましたが、住みたくないも小中という対象が変わったことによる原因が、ちょっと細かくは分析しておりませんが、住みたくないも24.1％から17.9％に減少しているということは、逆をいいますと住んでもいいという考えになっているので、両方考えれば変わらないのかなという分析を当局ではしております。

こちらは基本構想の部分で議決を得る部分ということは、当然御承知のこととは思いますが、これまでに施策に関することにつきまして、議員や審議会等で様々な意見を伺ったり、審議した結果で策定しています。こちらについては本当に大枠といいますか、市が目指すべき姿勢等を示しているものですから、そういった当然この分野でいきますと、２の施策の中に、郷土への誇りと愛着を育むまちという中に、学校教育の充実だとか、青少年の健全育成、生涯学習の体制の充実、歴史・文化の伝承と芸術の振興、生涯スポーツの振興などなど、そういった項目を掲げている中で、今後の教育について施策を行っていきたいと思っておりま

す。

以上です。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　こうした計画というのは、割と抽象的な表現にとどまるのが当然ですけれども、そこで、それこそとどまってしまって、それ以降なかなか施策に結びついているのかどうなのかなというようなところも散見されるような印象でございます。ですから、これは要望ですけれども、やはりこうした総合計画を出す以上、そこに付随する形で具体的な施策を各課でやはり考え、練り込んで、実現していただければということで要望で終わりたいと思います。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　説明資料の７ページ、８ページについてお尋ねをしたいと思います。

一つは、５章と６章が逆転をさせているという形になっていようかと思いますが、これはどういうわけかということを１点目、お尋ねをしたい。

それから、７ページを見ますと、前回、第５次は６章が５章になってまして、基本計画の分野別計画というのが下に入っておりますが、基本計画まちづくりの施策ということで、まとめてしまってあって、前回と比べますと区分分けがしておりませんので、理解がなかなか、前回のほうが理解しやすい表現ではないかという具合に思います。

それから、６章の８ページのまちづくりの柱と施策ということですが、これは事務分掌とどう違うんだと。項目はそれぞれここで記載をしてございますが、例えば自然環境の保護・保全ということについては、概念的には分からないわけではないですけども、下田市におきます自然保護と保全というのは、どこが中心的な課題なんだというようなことが、この文章からは全く分からないというか、ただ項目を上げているという具合だけに理解がされやすいんではないかと思いますけども、大綱であるので項目以外は細かなことは、その他の計画のほうなんだと、こういうことかもしれませんけども、やはり期限を区切って、令和３年から12年度までの計画であるということを明示しているからにおいては、ただここに項目を列挙するんではなくて、どこの何が一番ポイントなんだと、そういうことを分かりやすくすべきではないかと思いますが、そういう努力は、どこにどういう具合にされているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村　敦）　企画課長。

○企画課長（平井孝一）　まず、こちら前回におきましては、柱に対して、その柱が各いろんな分野に交わっていくというところで、間に分野ということでこちらの７ページの表に入ってあります７個の分野を通し、さらにそれに施策をつけていたところなんですが、今回に当たりましては、審議会等々の意見なども踏まえて、ワンクッション置かず、直接その施策に結びつく、いろんな施策が絡んでいくのは間違いないんですが、より代表なものに施策を位置づけることによって分かりやすくしたという形でございます。こちらはあくまでも構想の、議員の皆様に承認をお願いしているものでございまして、今回はだから大枠の中の大枠のものについて示しているものです。そして、基本構想の以下の章によって、後期基本計画、まち・ひと・しごと総合戦略というものに対して、役割だとか方向性について述べ、それに対する施策は、議員の中にも何度かちょっと内容について御説明を申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　このほうが分かりやすいという判断は誰がされたのかと。私は、かえって分かりにくいと。この基本構想が基本的な計画とどう結びついていくのかということを、このここは図面上示していると思うわけですね。ところが、その基本計画との関係を断ち切ってしまって、直接まちづくりの柱と政策を見てくれればいいんですよというような表現の仕方は、見解の違いということになるかもしれませんけども、私は、いかがかなと思うわけであります。

そして、またそういう意味では、前回のものを変えるわけですから、そこに前回との比較をして、前回はここはこういうわけなので、こういう具合にしましたよという。普通こういう論理になるんではないかと思いますが、そこら辺のことが説明からちょっと割愛されたのかというような気もしますけども、どういうことなのか。具体的には、ですから８ページ、９ページの比較表がございますので、そこら辺でどういう議論がされたのか、御紹介いただければと思います。

○議長（中村　敦）　企画課長。

○企画課長（平井孝一）　詳細については委員会のほうで比較表、前期、こういう体系が、後期、こっちになりましたという比較表をもって、できれば説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。申し上げたとおり、審議会において、より直接柱に結びつく形で施策を示したほうが分かりやすいのではないかという判断の下です。それに対する施策の

移行、間が抜けて、どういうふうにこの四つの柱にひもづくようにしたかというものについては、委員会のほうでその表を提示して説明させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうかということです。

○議長（中村　敦）　12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　終わりますけども、出し渋るようなことをして、基本的には総合計画ですので、全議員が承知しなければならないようなこういう課題だと思います。委員会で資料を配ればいいんだというような、こういう態度ではなくて、最初からそういう資料があるんならここに全部提示して、さらに委員会のほうで深掘りをしていただくという、こういう姿勢が必要ではないかと思います。本会議のほうはどうでもいいんだと、取りあえず軽く説明していけばいいんだというような、こういう態度はいかがなもんかと思います。返事は結構でございます。

○議長（中村　敦）　企画課長。

○企画課長（平井孝一）　誤解があると思われるので答弁させていただきますが、議員説明会においては、途中途中の資料もありましたが、全体的な資料を皆様に提示して説明した経緯が何度かあったと思います。それをもちまして今回、構想に係る部分は議決が必要となることから、今回、上程させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

13番　江田邦明議員。

○13番（江田邦明）　大きく二つの点で質問をさせていただきます。

令和12年の12月に総合計画の基本構想については条例に基づく議決案件ということで、議決をさせていただきました。その際には、併せて総合計画の部分の基本計画についても議会側に説明をいただき、年度によっては議会側で一部修正して計画策定に至った経緯がございます。沢登議員の質問とも重複する部分がございますが、パブリックコメント終了後の後期基本計画、今回については、総合戦略も含めた計画の策定となっておりますが、併せて人口ビジョンについても先日、議員に配付をいただいておりますが、それぞれこの基本構想と大きく関係する部分でございますが、パブコメ後の正式な後期基本計画、総合戦略、人口ビジョンについては、委員会のほうでの資料配付、説明、議員からの質疑を受け付けるかどうか教えていただきたいと思います。

もう一点目が、説明資料の３ページに、将来人口の見通し等の見直しによる変更という部

分が大きな視点かと思います。人口ビジョンのほうで、ちょっと質問させていただきますが、説明資料ですと５ページに人口の見通しの変更前と変更後がございます。実際、社人研のほうでは前回の数値よりも、将来的には回復するようなグラフということで、そのグラフに基づくような、これまでは社人研の推計よりも下田市独自の取組を行うことで、この傾きを緩やかにした下田市独自の将来展望を掲げておりましたが、社人研のグラフが回復基調にあるということで、今回はこれに準拠するというような基本構想の変更と認識しております。

しかしながら、将来出生数に関しては、平成30年105人で、令和６年103人と目標をしていたものが、実際はこの間、65人から70人で推移し、令和12年の出生数の目標は68人としている中で、本当にこの社人研のグラフのように行くのかどうかという疑問がございます。

あわせて、広報しもだ３月号の住民登録人口は１万8,717人に載っておりますが、県の発表しております県人口推計では、令和８年２月１日時点で１万7,927人ということで、１万8,000人を割っております。恐らく今年度実施した国勢調査を踏まえると、１万8,000を割った人口が令和７年度時点の人口になると思いますが、人口ビジョン等にある数値では、令和７年時点で１万8,300から１万8,800という数字になっておりまして、実際にどの数字を用いてこのグラフを作成しているのか。また、現状１万8,000人を割っている中で、このような将来展望、社人研の推計のとおり推移するとお考えかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（中村　敦）　企画課長。

○企画課長（平井孝一）　こちらの総合計画、総合戦略につきましては、令和６年度より取りかかっているものでして、そういった中で社人研という信頼できる組織の人口を表したものでございますので、今回はこちらを採用しております。推計値ということで捉えて、推計値という中、前回は推計よりも施策によって、ある程度のプラスアルファを見込んだ１万7,000人としておりましたが、今回は人口減少はやむを得ないという時代の中、人口は減ることも持ちつつも、より地域の特性等を生かし、皆様は幸せに暮らしているか、移住生活を維持していく、そういうことを捉える考え方も、表のまず一つの目安として捉えております。パブリックコメント後の委員会の意見を聞くことはできますが、今回は一旦これで基本計画の一部変更は完結にしたいと考えております。

以上です。

○議長（中村　敦）　市長。

○市長（松木正一郎）　ちょっと違ったら補足してください。

僕の認識だと、過去の総合計画というのは人口の将来推計値というか、どちらかというと

将来の設定値、計画上の設定値という、推計の値をベースにしつつ、政策的にこの辺に抑えるという、そういうやり方をやってきたんです。昔は右肩上がりでしたから、増えていく人口に対して、例えば住宅地をどうやって増やすのかとか、道路をどうやって増やしていくのかっていう、こういう公共施設の課題があったわけです。やがて人口が減少に転じて、消滅可能性市町村という言葉が出たときに、地方創生という概念が生まれまして、そこで戦略を立てろと、こういう話でありました。このときは、昔は人口問題研究所、今は社人研と言われる、そこが出した推計値をそのまま使えと。政策的な設定はしちゃいけないと、そういうのが地方創生における戦略の立て方でした。

総合計画もそれに合わせようじゃないかということで、それに寄せています。ですから、一致してるんです、この数字がですね。目標値が残念ながら社人研の推計値をそのまま使わざるを得ないということで、戦略と総合計画が合わさって、合致するようにしたと、そういうふうにお考えいただいたほうがよろしいかと私は思うんです。もし間違っていたら担当のほうから直します。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

13番　江田邦明議員。

○13番（江田邦明）　先ほど、平井課長のほうから、パブコメ後の計画については、これをもって決定したいというお話、御説明だったと思うんですが、基本構想の中に将来人口が載ってる以上、人口ビジョンの説明は資料配付だけでなく、しっかりとした説明が必要かなと思いますが、委員会審査の中で委員長の判断になると思いますが、パブコメ後に後期基本計画がどのように変更されたであったり、人口ビジョンが前回策定時は下田市独自の政策を行うことで、将来展望という新たな数値をつくって、第３次総合戦略を策定されていたかと思いますが、先ほど市長の申された過去の方式、社人研に基づく将来人口に変更したということも含めて、やはりもう少し詳細な説明が必要と思います。ぜひともこの点については、委員会審査において、当局からの説明をお願いしたいと思います。

あと、人口の関係ですみません、住民票上の人口と実際住んでいる国勢調査上の人口というのが、現状でも約1,000人ぐらい違うということで、この1,000人という数字は非常に大きな数字でありますが、あくまで将来人口ビジョンであったり、下田市がこういった施策を行っていく上での人口というものは、２月１日現在１万8,717人の住民登録人口であって、より実数に近い県が発表する人口推計１万7,927人、令和８年２月１日現在ではないという考

えでよろしいでしょうか。

○議長（中村　敦）　企画課長。

○企画課長（平井孝一）　すみません、お答えになっているかあれなんですが、この総合戦略をつくるに当たって、過去もそうなんですが、基本計画、総合計画、国勢調査の５年単位を基に、その基準を使っています。以前、過疎計画においても御存じだと思いますが、本来であれば令和７年度やってて、本来ならば令和７年度の値を計上したいという、たしか御指摘もあったと思うんですけれども、それがまとまっていないため、その前の令和２年の数値を比較して、たしか過疎の計画もつくっております。ちょっと簡単な言い方になりますが、まずは現在、市の計画を作成するに当たっては、国勢調査の５年ごとの数値をベースに捉えて示しておりますので、御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第27号議案は総務文教委員会に付託いたします。

◎議第28号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村　敦）　次は、議第28号　指定金融機関の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（澤地　彩）　それでは、議第28号　指定金融機関の指定について御説明申し上げます。

議案件名簿の７ページをお願いいたします。

地方自治法第235条第２項及び同法施行令第168条第２項の規定により、次の金融機関を指定し、下田市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせることとするため、議会の議決を求めるものでございます。

指定金融機関の名称は、スルガ銀行株式会社、本店所在地は静岡県沼津市通横町23番地、指定の期間は令和８年７月１日から令和10年６月30日まででございます。

提案理由でございますが、現在の指定金融機関はスルガ銀行株式会社でございますが、令和８年６月30日をもちまして指定の期間が満了となりますので、令和８年７月１日から令和

10年６月30日までの２年間、次期指定金融機関としてスルガ銀行株式会社を指定するものでございます。

議案説明資料の10ページには、これまでの指定金融機関の指定状況について記載してございますので、後ほど御参照ください。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第28号　指定金融機関の指定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村　敦）　当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　指定金融機関のこの指定につきましては、市内の金融機関が順繰りに進めてきたとの経緯もあろうと思いますが、だんだんと指定金融機関になるメリットに疑問が生じているという状況に立ち至っているんではないかと思うんですが、そこら辺の金融機関の事情がどういう事情なのか、把握されてれば御答弁いただきたいと思います。

○議長（中村　敦）　会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（澤地　彩）　市内の指定金融機関の受託状況といいますか、令和３年の際に、意向調査ということで、市内の金融機関のほうに調査をかけさせていただいたところでございます。その際にも、やはり三信さんとスルガ銀行さんの二つのみが受託可能という回答を受けているという状況でございます。こちら、やはりどうしても人手不足が大きな理由ということで聞いております。昔は地域を代表する金融機関としての地位の向上とか新団体の獲得とかということで、指定金融機関になるメリットというのが大きかったというのは聞いております。ただ、やはり今、全国的なお話にもなるようですけれども、やはり人手不足とか人件費の高騰という中で、派出の窓口業務というところが、金融機関にとっての大きな負担となっているというふうに聞いておる中で、現状についても、やはりこの２行が、やってもいいよと言うたら変なんですけれども、受けることが可能であるというような意向を示していただいたというような状況が現状でございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第28号議案は総務文教委員会に付託いたします。

◎議第29号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村　敦）　次は日程により、議第29号　負担付きの寄附の受納についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁）　それでは、議第29号　負担付きの寄附の受納について御説明申し上げます。

議案件名簿の８ページを御覧ください。

東京都練馬区より負担つきの寄附を受けることについて、地方自治法第96条第１項第９号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

寄附を受ける財産の所在地は、下田市須崎字嵐留73番２、地目は宅地、地籍は2,757.78平方メートルでございます。

議案説明資料の12、13ページを御覧ください。

位置図、現況の写真を添付してございます。

建物につきましては、令和７年３月に練馬区が解体撤去を完了しており、敷地全面に防草シートを設置し、周辺は木柵等で囲っております。

お手数ですが、議案件名簿の８ページにお戻りください。

寄附者は、代表者、練馬区長、前川燿男。寄附の条件は、下田市は本件土地の所有権が移転した日から10年間、本件土地を公用または公共用の用途に供しなければならないものでございます。

提案理由につきましては、負担つきの寄附を受納するためでございます。

経緯でございますが、練馬区立下田少年自然の家の廃止に伴い、練馬区から跡地取得に関する照会がございました。市といたしましては、当該地を応急仮設住宅用地としての活用を目的として無償譲渡を要望したところ、練馬区より承諾をいただいたものでございます。今議会で議決をいただきましたら、令和７年度中に練馬区と無償譲渡契約を締結する予定でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第29号　負担付きの寄附の受納について説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村　敦）　当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　この寄附を通じてということではないでしょうけども、練馬区さんとの深い交流が始まるというようなことを期待したいとともに、寄附をいただくのに、あとどういう手続が必要になるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中村　敦）　建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁）　手続といたしましては、先ほど説明したとおり、今議会で議決をいただきましたら、練馬区と今年度中に無償譲渡契約を締結して寄附を受ける手続となるところでございます。無償譲渡契約を締結した後に、登記等変更の手続はしていく予定でございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第29号議案は産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第30号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村　敦）　次は日程により、議第30号　下田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木　諭）　それでは、議第30号　下田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案件名簿は９ページをお願いいたします。

議第30号　下田市行政手続条例の一部を改正する条例を、次の10ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、行政手続法の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。内容につきましては、資料にて御説明を申し上げますので、議案説明資料の14ページ、説明

資料の①を御覧ください。

まず、今回の改正の趣旨でございます。

令和５年６月16日に公布されたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル規制改革一括法の第44条によりまして行政手続法が改正され、令和７年12月17日政令第419号により、施行期日が令和８年５月21日と定められました。

行政手続法の主な改正内容は、不利益処分をしようとする場合に事前に必要となる「聴聞」及び「弁明の機会の付与」の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法を、インターネットによる公表を前提とするものとすることです。自治体におきましては、行政手続法と同様の規定を持つ条例として行政手続条例がございますので、法改正に併せて市の条例を改正するものでございます。

条例改正の内容につきましては、２の条例改正の内容（１）、（２）に記載のとおりでございますけれども、次の15ページ、説明資料の②によりまして御説明を申し上げます。

説明資料②は、行政手続条例の新旧対照表で、左側が改正前、右側が改正後、下線箇所が今回の改正箇所となっております。

第15条第３項中、その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を、下田市公告式条例第２条第２項に規定する掲示場に掲示することとあるものを、公示の方法に改め、同項後段を削り、同条に第４項を加える改正、これにつきましては公示送達による通知が可能な旨を第３項に規定し、インターネットによる公表の方法や効果について第４項を新たに設置したものでございます。

第16条第１項及び第29条の改正は、第15条第３項及び第４項の改正に伴い、条文の引用を改めたものでございます。

次のページ、第22条第３項の改正は、条例の引用を改めたこと及びインターネットによる公表の方法が追加されたことに伴い、「掲示を始めた」というところを、「当該措置を開始した」というふうに表現を改めたもの。

第25条中、「かんがみ」を漢字に改めているのは字句修正でございます。

お手数ですが、議案件名簿10ページにお戻りください。

附則でございます。附則第１項は、施行日を定めたもので、この条例は令和８年５月21日から施行するというものでございます。

第２項は経過措置を定めたもので、改正後の下田市行政手続条例の規定は、この条例の施行の日以後に通知する通知について適用し、同日前にした通知につきましては、なお従前の例によるとするものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第30号　下田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村　敦）　当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　すみません、ちょっとイメージが湧かないもんですから、具体的に説明いただきたいと思いますが、今まで不利益処分等々の処分は、具体的にどういうケースがあるのか。それらのものは公告式条例に基づいて役所の、今の役所で言えば入り口のところにあるところにその文書を貼り出すと、こういう形であったものが、インターネット等で告示をするんだということになりますと、どういうような形でイメージすればいいのか御説明いただきたいと思います。例えば、こういう事件のこういうものは、こういう具合に、横に貼り出すんではなくて、インターネットで通知するように本人のとこに行くのか、本人の確認というか、相手方の確認はどのようにされるのかを含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村　敦）　総務課長。

○総務課長（鈴木　諭）　まず、この行政手続条例によりまして、これまでに不利益処分が行われた実例というのは、実は市役所の中では確認した範囲ではなかったというふうな認識です。いわゆる税務課等で行っている公示送達は、それぞれの個別の条例でもって定められた方法によって実施されておりますので、この当該行政手続条例に基づくものではございません。

ただ、個別の条例、税条例等で実施する方法というのが、この行政手続条例に定められた方法に準ずるというような、たしか規定になっておりまして、その具体的な方法というのが、今まで掲示板に書面を、公示送達したという書面を掲示していたわけです。公示送達というのは、そもそも本人に連絡が取れないから公示送達しているのですから、本人に連絡をしたとかどうとかというのは、基本的には前提としてないんですけれども、今まで掲示板に貼り出していたという方法に加えて、今回の改正でこれに加える形で、例えば公示送達をしたという事実をインターネットで見れるような状況にするという方法を加えるものです。インタ

ーネットで公示送達をしたというのを見れる状況にした上で、これを例えば本人等が後にそのことを知ったとして、そのことを確認したいときに、一つの方法として窓口のところで、例えばインターネット、パソコン等で見れるようになった画面を、その窓口で見せてあげるということも一つの方法として付け加えられていると、そのインターネットの公表という方法については、そういった方法は新たに加わるというものでございます。

どういった事例がというのを、ちょっと参考までにあれですけれども、例えば、いわゆる税とかいった個別の条例は、先ほど申し上げたとおりそちらで個別にやってますけれども、それ以外、例えば認定こども園等で子どもについて、例えば感染性の病気にかかったときとか、身体虚弱で集団生活に耐えられないとか、そういった事例でもって入園の制限という措置を行ったりしたときに、そういった措置が不利益処分に一つで該当してくると、そういったような事例ですとか、あとは温水シャワーの条例があるんですけれども、そちらで公益を害し風俗を乱すおそれがあるということで、温水シャワーの利用を制限するとか、そういったような決定が実際に行われた事例はこれまではないんですけれども、そういったものが今後、公示送達とかというもの、行政手続条例の対象になっております。

以上です。

○議長（中村　敦）　12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　ありがとうございます。そうしますと、掲示板の上に、さらに例えば下田市のホームページ等にそういう欄をつくって、そういうケースがあった場合には、そこに掲示をしていくという、こういう措置になるという、こういう見解でよろしいかお尋ねしたいと思います。

○議長（中村　敦）　総務課長。

○総務課長（鈴木　諭）　先ほどのあれですけども、申し上げましたけども、掲示板に掲示を、今までどおり掲示板に書面も掲示するという方法に、またはインターネットによる公表ということになりますので、インターネットによる公表をした上で、先ほど言った窓口で、そのインターネットの画面を見せるという対応をすることで、場合によっては掲示はしなくてもいいと。またはですので、いずれかの方法でいいということです。いずれにせよ公示送達をしたということが、デジタルの方法も加えてチャンネルが増えたということでございます。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

３番　浜岡　孝議員。

○３番（浜岡　孝）　ただいまのやり取りについてですが、インターネットで見ることができ

る、これは時代の要請でいいと思うんですけども、御説明も、いわゆるインターネット、誰でもどこでも基本的には見ることができるという前提でのお話であったところはいいんですが、一方でこの文面によりますと、15ページの文面によりますと、事務所に設置した電算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置くと。これはそこの事務所にあるものを限定して言っているのではないかとも読めるのであります。つまり、インターネットでやる場合は、通常、私も幾つか手続をしましたけれども、電磁的に閲覧可能な状態に置くというような表現がよく使われるんですけれども、そうではなく、こういうふうな言い方をしているということは、そういうふうな指導といいましょうか、ガイドがあってこうしているのか、もしくは下田独自にこういう文章を考えてやっているのか。もしもそうだとしたら、これはちょっと私は実態に当てはまらないのではないかとも思われるのですが、その辺りを御説明いただけますでしょうか。

○議長（中村　敦）　総務課長。

○総務課長（鈴木　諭）　ちょっとお答えになっているか、なってなかったらあれですけれども、先ほども説明したとおり、インターネットで公表しておりますので、窓口云々ではなく、パソコンがあればどこでも見れるような状況になります。先ほど申し上げた窓口でパソコンというのは、それは窓口で求められたら、そういった方法を取るという。それは、市役所の中にあるパソコンを設置して、それを画面に表示してお見せするという方法になります。それがこの先ほど浜岡議員がおっしゃった窓口、事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができるというのに該当する行為です。

以上です。

○議長（中村　敦）　３番　浜岡　孝議員。

○３番（浜岡　孝）　口頭で御説明いただいていることは非常によく理解できて、掲示するかインターネットで見えるか、さらにインターネットで見えるものは窓口でも見えますよということをおっしゃっているということは理解できるんですが、この文章はそうは言ってないのではないかと私には読めるんです。掲示板、もしくはインターネットで見える、つまり、私が言うところの電磁的に閲覧可能であるというような状態に置くということについては書いてない。窓口では見えることができるとは書いてあるんだけども、それがインターネットでパブリックにビューできるかどうかというのは書いてないと。冒頭の説明ではインターネットと言ってるんですが、ここには書いてないということについて、いかがなものかなと思わなくもないんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村　敦）　総務課長。

○総務課長（鈴木　諭）　この手続、第４項の手続というのは、公示送達の今後の変更をした、掲示に加えてインターネットで窓口で見せるという方法を加えたものです。そもそもの前提となるインターネットで表示することができるということについては、法律で規定されておりますので、ここの部分については、インターネットでまず見せることという部分についてではなく、窓口で加わった新たな対応についての規定を、この第４に加えているというものでございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　３番　浜岡　孝議員。

○３番（浜岡　孝）　そういうふうな限定的なことについて書いているということであれば、一応理解しますが、私などはちょっとあまのじゃくのところもありますから、別に窓口で見なくても自分のスマホなりパソコンで見ればいいんだけども、それじゃなくて窓口で見なきゃいけないのかというふうにも取れなくもないということですが、一応こういうガイドを出すようにというのが全国一斉のガイドの案内であれば、それはそれで元を出したところが、私はいかがなものかと思わなくはないですが、それに従っているということであれば、それはそれで了解しました。

以上です。

○議長（中村　敦）　総務課長。

○総務課長（鈴木　諭）　改正自体は、これは全国ほぼ共通の改正です。窓口で見れるようにしているという分については、これはインターネットを使ってない方というのをある程度想定している、そういう対応でございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第30号議案は総務文教委員会に付託いたします。

ここで休憩します。11時５分まで休憩します。

午前10時55分休憩

―――――――――――

午前11時05分再開

◎議第31号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村　敦）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は、日程により議第31号　下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木　諭）　それでは、議第31号　下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の11ページをお願いいたします。

下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次の12ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、等級別基準職務表に新たに職務の内容を追加することに伴い、所要の改正を行うためでございます。

それでは、条例改正の内容につきましては、資料にて御説明を申し上げますので、議案説明資料の17、18ページをお願いいたします。

17、18ページは新旧対照表でございます。左が改正前、右側が改正後、下線が今回の改正箇所となっております。今回の改正は、別表第２等級別基準職務表４級の項に、新たに主任助産師を加え、同表の３級、２級、１級のそれぞれの項に助産師を加えるものでございます。

議案件名簿の12ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は令和８年４月１日から施行するというものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第31号　下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了いたします。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村　敦）　当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　主任保健師及び主任助産師の職務ということで、助産師を加えたということは、助産師さんを早急に採用をするという、こういう事情にあるんでしょうか。

○議長（中村　敦）　総務課長。

○総務課長（鈴木　諭）　令和８年度より助産師を採用予定でございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第31号議案は総務文教委員会に付託いたします。

◎議第32号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村　敦）　次は、日程により議第32号　下田市子ども・子育て会議条例及び下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳）　それでは、議第32号　下田市子ども・子育て会議条例及び下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の13ページをお開きください。

議案のかがみでございまして、下田市子ども・子育て会議条例及び下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例を、別紙14ページのとおり制定するというものでございます。

提案理由でございますが、下田市子ども・子育て会議で、下田市こども計画を含むこども施策の事務を担うこととするためでございます。

それでは、条例の内容について議案説明資料にて御説明申し上げますので、議案説明資料の19ページをお開きください。

説明資料①となります。

今回の改正の趣旨でございますが、令和７年度に下田市こども計画を策定いたします。こども基本法により、学校教育課所管の下田市第３期子ども・子育て支援事業計画につきましては、令和12年度に予定しております次回更新の際には、下田市こども計画に含まれることになるものです。

現在、下田市子ども・子育て会議において、下田市第３期子ども・子育て支援事業計画の進捗管理等を行っている中、令和８年度にこども家庭課が設置されること、今後、子ども・子育て支援事業計画がこども計画に含まれることから、こども計画に関する事務を、下田市子ども・子育て会議で担うため条例を改正するものでございます。それに伴い、下田市附属

機関設置条例に位置づけております下田市こども計画策定推進協議会を削除する必要があるものです。

次に、改正の内容でございますが、１点目として、今後、子ども・子育て会議では、子ども・子育て支援法で定められた事務だけでなく、こども基本法に定められたこども計画の事務を含むこども施策を包括的に審議していくために改正するものです。

２点目として、子ども・子育て会議で担う事務は、子ども・子育て支援法第72条に位置づけられており、今後、子どもに関する事務が増え、子ども・子育て支援法の改正が行われた場合、事務の煩雑を防ぐために改正するものです。

所掌事項に、下田市こども計画に関する事項を加え、子ども・子育て会議にて下田市こども計画に関する事務を行えるように改正いたします。

下田市独自に位置づけておりました児童福祉、母子福祉、母子保健等に関することを、こども施策と包括的な表現に変更し、こども施策に関する事務を子ども・子育て会議で担えるように改正するものです。

３点目として、子ども・子育て支援事業計画は、おおむね小学生までを対象としておりますが、こども計画は青年期までを対象とするため、適切に審議できるよう委員の構成を改めるものです。

４点目として、下田市こども計画策定推進協議会の担任する事務を、子ども・子育て会議で担うこととするため、下田市附属機関設置条例の別表から、下田市こども計画策定推進協議会を削除するものでございます。

続きまして、20ページをお開きください。

説明資料②といたしまして、今回の改正内容の新旧対照表となっております。左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回の改正する箇所でございます。

初めに、第１条、下田市子ども・子育て会議条例の一部改正といたしまして、第１条中、号の次に、以下「支援法」というを加え、基づきの次に、並びにこども基本法第５条の規定によりこども施策を策定し及び実施するために必要な事項を審議するため、を加えるもの。

第２条は、子ども・子育て会議は次に掲げる事務を処理するものとして、第１号を支援法第72条第１項各号に掲げる事務を処理することに改め、第２号は、下田市こども計画の策定及び変更、その他のこども施策の策定実施及び評価に関することに改めます。

第３条第１項中、15人を20人に改め、同項第１号から３号までの規定中の支援の次に、またはこども施策を加え、めくっていただき、21ページをお願いします。

同項第４号中及び小学校を、小学校及び中学校に改め、同項中第７号を８号、６号を７号、５号を６号とし、第４号の次に第５号として、経済団体または労働者団体から推薦を受けた者とし、第３条第２項中、前項第５号を前項第６号に改めるものでございます。

次に、第２条として、下田市附属機関設置条例の一部改正でございます。

めくっていただき22ページをお開きください。

別表中の下田市こども計画策定推進協議会を削り、担任する事務の欄を当該部分を削るものでございます。

恐れ入りますが、議案件名簿の14ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は令和８年４月１日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁説明ではございますが、議第32号　下田市子ども・子育て会議条例及び下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村　敦）　当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

８番　楠山俊介議員。

○８番（楠山俊介）　内容として単純なことかもしれないですし、深いのかもしれない、ちょっと分かりませんので教えてください。

子ども・子育て支援事業計画とか子ども・子育て会議については、「子ども」というところの中で漢字の「子」を使っていながら、今度のこども計画ですか、それには平仮名の「こども」になっていますが、これは上位として国があろうかと思いますが、何らかの意図というか、違いをしなければならないというか、こういう表記をしなければならないとか、何らかの理由があったんでしょうか。

○議長（中村　敦）　学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳）　すみません、ちょっと細かい理由まではあれなんですが、基本的には議員がおっしゃるように上位法に基づいて、子ども・子育て支援法はもう漢字のほうで子どもの子がなっていたので、それに準じてという形になってまして、こちらのこども計画のほうは、こども基本法に基づいての、こういう名称で、もう条文のほうが平仮名のほうで位置づけられているこども計画を使われているので、それに準じた形での条例のほうには位置づけております。また、国のほうがどういう意図かというと、個人的にはちょっと柔ら

かくなるのかなというような感じはしてるんですが、ちょっと具体的には、すみません、把握はしておりません。

以上です。

○議長（中村　敦）　市長。

○市長（松木正一郎）　説明資料の19ページ、２番の改正の内容の（３）を御覧いただきたいと思うんですが、これこれはおおむね小学生までを対象としておりますが、これこれは青年期までと、こういうふうに書いてあります。つまり、小さい子どもという意味での「子」という文字が取られて、概念としてかなり広くなっていると、このように私は理解しております。おおむねそれで合ってるんじゃないかなと思うんですけども、以上でございます。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　組織についてでございますが、15人を20人にしたと。20人にした理由は、今まで小学生までを対象としていたこの会議を、青年期までを対象とするという具合になっておりますので、ここで言うところの青年期というのは何を指しているのか、年齢を指しているのか、それともほかのことを指しているのか。

そして、またそういう意味で言えば、当然この青年と子どもは違うんじゃないかと思いますので、15人といっても部会を持つとか何とか、そういう運営の方法になるんではないかと思うんですけども、そう考えたときに、20人で妥当なのかどうなのか、そこら辺の検討はどうされたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中村　敦）　学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳）　こども計画の策定に伴って、青年期、それはひきこもりだとか、ひきこもりの子どもたち、要は高校を卒業した後でも、やはり家に、そういう子どもたちもということで、一応うたわれているのは39歳くらいまでが、一応子どもの定義というふうな形の中では書かれています。

そういう中で、今回、委員のほうは、今、廃止をしようとしている計画の策定推進協議会の委員さん、高校の先生だとか、青年期の対象になるような、今回、経済団体、または労働者団体というので、賀茂の労働者協議会の方が計画策定に参加していただいていたんですが、そういう方たちを中高のＰＴＡだとか、全てその方たちを引き継いで、今度はこども計画の委員さんになっていただいて、計画を策定していただいた委員さんなので、その方たちに進捗管理もしていただくというような考え方の中で、20名に増やしてというところの中で、も

ともとこの計画策定でも、子ども・子育て会議の委員さんのほうが基本的には入っていただいた中で策定をしておりますので、要は今まで引き継いでこの計画を新たに今後、進捗管理にまた策定していこうというふうな形で考えています。

確かに沢登議員のおっしゃるように、部会だとか、もっと細かくというところも考えられるんですが、現段階では今回こども計画の策定に当たっては、この委員さんの中でやって、あとは意向調査だとか幅広く調査をやった中で、計画のアンケートの結果を基に施策を練ってくれていますので、現段階ではその形でいけるんではないかなというふうには思っています。また、今後、新たに組織をしていくに当たって、その進捗管理をしていくにあって、次の計画、つくるときにはというところでは、またそういう議論はもしかしたらあるかもしれないんですが、現段階では今の計画策定を引き継いで、そのまま行こうというような考え方でおります。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　今の説明を受けまして、14ページの経済団体または労働者団体から推薦を受けた者、これを21ページのほうの条文の中に加えるということで、会議の中に参加していただくというような位置づけとしては、やはり今、39歳というようなお話もあったように、子どもっていうのは基本的に高校生ぐらいまで子どもでしたら、働く子も中にはいますけれども、基本的にはあんまり労働とは関係がない、社会とそういう意味では接点のない子たちが対象だったのか、今回のこの改正によって、39歳までというような広い枠組みの中で、先ほど市長がおっしゃったように、子どもの子の漢字が平仮名になることによって、概念がもうちょっと広くなって、それでそういった子どもといいますか、例えばひきこもりの子でも、支援が必要な子とかいろいろいらっしゃいますけれども、その子たちの社会参加を促していくというような位置づけなのかなというふうに、今、理解したところなんですが、その辺どのように考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（中村　敦）　学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳）　ちょっとその細かい部分は、ちょっと学校教育課のほうでは把握はしていないんですが、確かにこども計画をこれから施策を実行していくに当たっては、やはりそこの部分は確かに大事になるのかなというふうに思っています。先ほども委員の構成で20人と言ったんですが、実際には今18人なので、やはりそういうとこをもっと厚くしよ

うよってなれば、そういう関係者の方に入っていただくというようなところも、確かに議員がおっしゃるように重要になってくるかなとは思っています。ただ、市独自でこういう位置づけた児童福祉だとか、母子福祉だとか、またそこは専門のそれぞれのまた要保護児童対策協議会だとか、また専門の部分もありますので、そちらとの連携を取りながらやっていけば、そこを充実しなくても、ちょっと現段階ではやっていけるのかな。逆にそういう組織、それ専門の組織がありますので、そことの連携がしっかりできていくような形で、それを施策のこども計画のほうにしっかり反映して、施策を実行していくという流れをイメージしています。

以上です。

○議長（中村　敦）　教育長。

○教育長（山田貞己）　大筋で申し上げますと、岡崎議員のおっしゃるとおりなんですけれども、こども家庭庁が発足してもう３年になろうとしています。早いものだなと思うんですが、そもそも今の子どもたちの現状、実態を踏まえてのそういった組織が出来上がったというふうに思っております。それに伴って、市の各自治体のほうでも、それぞれ組織を変えていかないとということで、今回、下田市のほうも組織改編ということでしていただきました。

さらに、架け橋期と申しまして、乳幼児期から保育所、それとこども園から小学校、中学校ということで、かつてはそれぞれの部署でそれぞれ責任を担って行ってきたものが、長い期間を見通して育てていくと、教育していくということが、今、盛んに行われておりますし、今後もそういったことで見通しを持たれています。そういった中で、小さなお子さんから中学校、高校生までを見ることについては、やっぱり幅広い分野の大人も後ろにしっかり見守る形でいなければいけないと。そういった思いを持って、こういった組織になっていると、そんなふうに理解しております。先ほどの子どもの見解についても、市長が申し上げたとおりで理解はよろしいかと思います。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

４番　土屋　仁議員。

○４番（土屋　仁）　議案説明資料の20ページで、所掌事項が第２条で改正になっているというところでございますけれども、前の条例では、所掌事項で、要は調査審議し答申することができるの、できる規定になっているのが、今度、改正後は処理するものとするというような書きぶりになっているんです。この辺の改正の内容については、どういうふうに受け止め

たらよろしいのか。

それと、第２条の所掌事項の、今まで第５号まであったのが、改正後は第２号までというようなことで、第１号の中でこの第72条第１項各号に掲げる事務、こちらのほうで今までこちらに記載していた部分が網羅されているのか、ちょっとその辺について教えてください。

○議長（中村　敦）　学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳）　諮問答申の部分は、できるということなんですが、この上位法の第72条の第１項のほうで、各号で意見を聞かなければならないという形になっていますので、そちらのほうがもう諮問答申にある程度該当するというところの中で、例規のほうと調整をして、こういう形で処理をするというような書き方に改正のほうをさせていただきました。

今度はこども計画のほうで、第５号なんかは市独自の部分を位置づけていたわけですが、全てこちらのほうには含まれるというような考え方の中で、１号、２号に集約をしたというような考え方で整理をさせていただきました。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

13番　江田邦明議員。

○13番（江田邦明）　説明資料のほうから、こども計画が青年期までということで、組織等も変更されるということで、これまで20から21ページの組織等でいきますと、（４）の小学校に在籍する子どもの保護者という部分が小中学校というふうに変更されておりますが、高校生の保護者については、どのような形で意見を酌み取るようなお考えなのか、また現状の子ども・子育て会議であったり、こども計画策定推進協議会のほうに、高校生の保護者として代表されている人が委員に入っているかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（中村　敦）　学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳）　今回の策定協議会のほうには、保護者のほうは入っておりません。高校のほうは、高校の副校長先生に入っていただいております。ですので、今回、同じような形の委員構成の中で考えています。ただ、高校生の保護者の意見というのは、それについては高校生にアンケートをさせていただいたので、そちらのほうで意見を把握をしているという考え方で整理のほうはさせていただいております。

以上です。

○議長（中村　敦）　13番　江田邦明議員。

○13番（江田邦明）　高等学校の教育ということで、教育委員会がまた市とは別ということでありますが、様々な意見、高校の存続であったり魅力化ということで、行政が近年関わっていく中で、先ほど説明の中ですと、高校のＰＴＡの意見をお聞きしているという御説明がありましたが、それはあくまでＰＴＡの組織する副校長の意見ということで、高校生の保護者の意見は、高校生にアンケートを取るのみで、高校生を抱える保護者としてのこども計画の反映等については、現在は保護者の立場での聴取はされてないということで、仮に今後、その高校生の保護者をこの委員に入れる場合、この条例については見直す必要があるのか、現在の組織等第３条の中でも高校生の保護者を入れることができるのか教えてください。

○議長（中村　敦）　学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳）　先ほどの現状では一応18名になっています。そういう中で20名と位置づけておりますので、そこが必要だというふうになれば、お願いすることはできるんですが、ちょっと内部でもやっぱり話し合ったときに、なかなか高校のＰＴＡさんの代表となると、下田だけじゃないので、なかなかちょっと難しいんじゃないかというところで、入れるか入れないかというのは一応は議論はしたんですが、最終的にそういうアンケートみたいな形でしっかり把握ができれば、委員さんのほうは校長先生、高校の先生の代表のほうに入ってもらう形の中で、保護者意向のほうもちょっと聞いていただくというような考え方の中で整理をさせていただきました。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第32号議案は総務文教委員会に付託いたします。

◎議第33号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村　敦）　次は日程により、議第33号　下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳）　続きまして、議第33号　下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げま

す。

お手数ですが、議案件名簿の15ページをお開きください。

議案のかがみでございまして、下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙16ページのとおり制定するというものでございます。

提案理由でございますが、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い条文の整理を行うためでございます。

それでは、条例の内容について議案説明資料にて御説明申し上げますので、議案説明資料の23ページをお開きください。

説明資料①となります。今回の改正の趣旨でございますが、基準府令として乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が施行されており、当市ではこの設備運営基準に従って、あるいはこれを参酌して、下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しております。

今回の条例改正は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による設備運営基準の文言の整理等を行う改正に伴い、市条例を改正するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、１点目として、乳児通園支援事業者を、乳児通園支援事業所に改めるなどの文言の整理を行うもの。

２点目として、子ども・子育て支援法第30条第１項第４号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、一般型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準は適用しない旨の条文を追加するものでございます。こちらは離島などの地域であって、市町村が認めて保育を提供する事業所などの認可外保育施設などで行う特例保育、こちらにおいて当該基準を適用しない旨を定めるものでございます。

３点目として、家庭的保育事業所等を行う事業所が、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う場合の基準において、地域の実情に応じて各市町村の基準条例を引用している事例が多いことから、厚生労働省の基準を市条例に改正するものでございます。

続きまして、24ページをお開きください。

説明資料②となります。今回の改正内容の新旧対照表となっております。左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正する箇所でございます。

第９条の見出し中、乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件を、乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件に改め、同条並びに第10条の見出し及び同条第１項中、事業者を事業所に改め、第13条の見出し中、防止を禁止、同条第10条同様に事業者を事業所に改め、第16条第６号を利用定員に改め、同条第７号中、開始を開始及びに、及びをその他のに改めるものでございます。

めくっていただき25ページをお開きください。

第18条第１項中、事業者を事業所に改め、第20条第３項中、係る利用定員を係る利用定員（子ども・子育て支援法第27条第１項または第29条第１項の確認において定める利用定員をいう）に改め、第22条の次に、第22条の２として、子ども・子育て支援法第30条第１項第４号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前２条の規定は適用しないを加えるもの。

めくっていただきまして、26ページをお開きください。

第25条第４号中、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に改めるものです。

第26条は、後段を削り、第27条中及びその次に乳児等通園支援事業所のを加えるものでございます。

恐れ入りますが、議案件名簿の16ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は令和８年４月１日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第33号　下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村　敦）　当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　すみません、ちょっとよく知らないということで、御質問させていただきます。

26ページの第26条に出てくる、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用するというふうな文言がございます。余裕活用型乳児等通園支援事業というのは、基本的に園に入ってなくても、月10時間以内ならば活用、その幼稚園等の空き具合において活用ができるという制

度かというふうに認識しているんですけども、それの現在、そういった下田でそういう事例というのはあるのかどうなのか、ちょっと関連になるんですけどお教えいただけますでしょうか。

○議長（中村　敦）　学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳）　この事業自体が４月１日からのスタートになりますので、まだちょっと募集というか、その周知の今段階で、ちょっとどのくらいあるか簡単に言うと一時的な緊急預かりでやっている事業と、ある意味、同じような形にはなりますので、園に預けない形で一時的にということになりますので。こちらの余裕活用型というと、簡単に言うと定員より少ない人数で今、園のほうで運営している、その園に関しては、それが定員まで満たしてないので、その中でできるでしょうという形の中のこの制度の活用の方向になりますので、一般型は定員になっているんですけど、その基準があって、部屋の面積であったり、先生の配置の基準をクリアしてれば、その定員をちょっとオーバーしても大丈夫ですよというような、その分け方になっている中という中での余裕活用型を準用する形になります。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議33号議案は総務文教委員会に付託いたします。

◎議第34号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村　敦）　次は日程により、議第34号　下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人）　それでは、議第34号　下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数でございますが、議案件名簿の17ページをお開き願います。

議第34号　下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙18ページから21ページのとおり制定するものでございます。

提案理由は、下田市国民健康保険税の税率等の見直し及び子ども・子育て支援法等の一部

を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の改正を行うためでございます。

改正の内容につきましては、議案説明資料にて御説明いたします。

お手数でございます、議案説明資料の27ページをお開き願います。

27ページ、説明資料①でございます。

改正理由。改正理由は大きく二つございます。１点目としましては、下田市国民健康保険事業を持続的かつ健全に運営していくため、税率改定を行うということ。２点目といたしましては、子ども・子育て支援納付金課税額が新設されることになりまして、これに応じた措置を講ずるため条例を改正するものでございます。

内容でございます。今回の条例改正の内容は大きく三つでございます。27ページの１、税率改定、その下の２、子ども・子育て支援納付金課税額の新設。

28ページのほうにございますが、３の国民健康保険税の減額について。その他、改正事項と合わせまして、29ページの適用のところに記載のとおり、令和８年度以後の年度分の保険税に適用するものでございます。

まず、27ページのほうの上段の１、税率改定でございますが、昨年12月11日に、下田市国民健康保険運営協議会、以下、運営協議会と省略いたします、に諮問し、本年１月21日に答申をいただいた内容に準じまして、こちらの表に記載のとおり条例の規定を改めるものでございます。直近の税率改定が行われました令和６年度におきましても、運営協議会の答申に基づき引上げがございましたが、このときの答申では、市の国民健康保険事業基金の残額も鑑みた持続的な事業運営を図り、また将来的な県内市町の保険料統一に向けて、県が示す市町標準保険料率の水準に近づくように、段階的に引き上げていくべきであるという御意見でございました。今回もまた同様の観点と方向性から見直しが行われ、なるべく保険者の負担がかからないようにすべきという配慮も反映した内容となってございます。

次に、内容の２の子ども・子育て支援納付金課税額の新設でございます。子ども・子育て支援金は、国が進める子育て支援施策の拡充の財源といたしまして、令和８年度から全ての医療保険制度から保険料と合わせて拠出することになったものでございます。これにつきましても、運営協議会から答申いただいた内容に基づき、改定するものでございますが、県から示された数値に合わせて設定してございます。

（１）保険税の課税額への追加につきましては、新たに保険税の課税額に子ども・子育て支援納付金課税額を追加することを条文に規定するものでございます。

（２）子ども・子育て支援納付金課税額と、（３）税率でございますが、（３）の表に記

載のとおり、各世帯について算定いたしました所得割額及び被保険者均等割額に、18歳以上均等割額を加算した額となり、限度額につきましては国民健康保険法施行令に規定する基準額３万円といたします。また、税率につきましては、県より示された下田市の標準保険料率に準じて規定するものでございます。

ここでお手数でございますが、説明資料の46ページをお開き願います。

説明資料46ページ、こちらは説明資料③でございまして、運営協議会から提出いただいた答申書の写しでございます。

46ページの１、国民健康保険税の税率等について。（１）（２）の表のとおり改定または設定することとされてございまして、先ほど御覧いただきました27ページの説明資料①の表の数値は、こちらの表の数値と符合してございまして、運営協議会の御意見を反映させていただいたものでございます。

46ページ、（３）毎年度の税率改定等に係る見直しの実施でございます。子ども・子育て支援金分は、今後、令和10年度までは毎年段階的に引き上げることと国のほうが示しており、この金額が県から示されることになるため、これに合わせて医療給付費分等についても毎年度、税率等の見直しの議論を継続して行うという御意見をいただいております。令和８年度についても、９年度に向けて税率等の見直しを進めてまいります。

説明資料の47ページをお開き願います。

そのほか、附帯意見のうち、（１）に加入者の心理的・経済的負担への配慮とございますが、２行目の終わりから５行目にかけましてございますように、今回の改定案では、心理的なストレスを軽減することを優先すべきという御意見が多く、これを反映した答申内容となってございます。そのほか、いただきました御意見を基に、今後の保険税の見直しや国民健康保険事業の持続的な運営に取り組んでまいります。

お手数でございますが、28ページをお開き願います。

説明資料の①にお戻りいただきまして、３、国民健康保険税の減額でございます。総所得金額等の合計額が一定の金額を超えない世帯や、未就学児や出産被保険者がある世帯に対しまして、減額すべき金額を定める規定がございますが、これを新たに規定した税率と新設した子ども・子育て支援納付金課税額に対して適用するほか、世帯に18歳未満の被保険者がある場合は、当該被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額に相当する額を減額する規定を定めるというもので、具体的には28ページ、（１）のア及びイの表と、29ページの（２）の表に下線のある箇所のとおり改定するものでございます。

ここまで御説明いたしました改正内容につきましては、30ページからの説明資料②、新旧対照表の下線箇所のとおり改正するものでございます。

資料29ページの４、その他の改正内容でございますが、改正附則における総所得金額等に係る国民健康保険税の課税の特例が適用される条文に、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の条文を加えるもので、具体的には、お手数でございますが、説明資料の39ページをお開き願います。

ページ下段の附則の下線箇所のとおり、第８条という語句の後ろに、第９条の３という語句を加えるというもので、39ページから45ページまでに記載のとおり、同様に改正するというものでございます。

お手数でございますが、議案件名簿のほうにお戻りいただきまして、21ページをお開き願います。

附則でございます。第１項は、この条例は令和８年４月１日から施行するものでございます。第２項は、改正後の条例の規定は令和８年度分から適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものでございます。

大変雑駁ではございますが、以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村　敦）　当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番　江田邦明議員。

○13番（江田邦明）　市政運営の全体的な考え方としての視点での質問になりますが、今回、令和８年４月１日から、この国民健康保険税が変わるということで、先ほど配られた、先日配られました下田市公共経営改革の実行計画のほうに、これらの税の値上げについての記載はございませんでしたが、こちらの条例改正、また税率の変更というのは、公共経営改革とは切り離してのものであるかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（中村　敦）　市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人）　全く関連がないかと言えば、そうでもないところもございまして、例えば納税通知書のほうで、金融機関で窓口でお支払いいただく場合のＱＲコードですとか、そうしたものを付与したり、あるいはＤＸ化を図っていくだとか、そうしたところは関連してきたり、窓口業務のところも公共経営改革の関連する事項があるかと思います。ただ、こちらの国民健康保険については医療保険制度ということで、基本的には一般行政とは

ちょっと離れた部分で、被保険者の保険料を原則的には、これを基に事業運営されるものだというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　令和10年まで、今後、毎年こういう値上げをしていくんだなというような方針は、とんでもないことだと思います。感想としては思います。それで、医療分のほかに後期高齢者分、介護納付分が付け加えられて、今度新たにさらに子ども・子育ての支援納付金が付け加えられるという、こういう経過を踏んできているかと思うわけですが、第１点目の質問は、子ども・子育て支援納付金の所得割、均等割、それから18歳以上の均等割というのは、一応一定の国が基準を示しているということだろうと思いますが、どういう形で0.27％になり、1,739円になり、146円になったのかお尋ねをしたいと。

それから、この値上げは、例えば年収300万円の夫婦と子供、子の２人のような世帯、具体的な例を挙げると、幾らの値上げになるのかということをお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村　敦）　市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人）　子ども・子育ての関係の、今回新たに設定する税率ですとか金額については、基本的には県のほうからお示しいただいたものを基に設定をさせていただいてございます。

それから、年収300万円の御夫婦でというようなことで、何か具体的な事例があったらということだったんですけれども、手元にある資料ですと、モデルケースを幾つか考えたところがございまして、そのうちの一つでいきますと、例えば世帯主が38歳で配偶者が35歳、お子様が９歳と７歳の４人世帯で、世帯主の方が営業所得が336万円、配偶者の方の専従者給与収入があって、世帯の総所得が367万円とした場合、現行でおよそ39万6,200円という年間の金額になってくるわけなんですけれども、これが今回の改正をするということになりますと、年間で６万9,800円の増額になりまして、46万6,000円というような計算で一応こちらのほうもモデルケースということで試算した事例がございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　子ども・子育て支援給付金は、県が提示されたものをそのまま使ったということであれば、県はなぜこのような率を出したのかと。そして、そうしますとこのｷﾝｻﾞ

ｲは、県が言うままの率と均等割の1,739円になっているのかと。あるいは、146円になっているのかと。それぞれの自治体で検討をして、この率や均等割や18歳以上の均等割の数字が違っているといいますか、でっこみへっこみがあるのかどうなのかお尋ねをしたいと。

それから、367万円の所得に対して46万6,000円というのは１割を超えてますよね。そして、さらに引上げ額でいくと約７万円近くだと、６万9,000円だと。これが来年もまた同じように上がる、再来年も、令和10年までこんな形で上がっていくのかと。上げようとしているのかという点についてお尋ねしたいと。こんなことをやれば、そりゃ課税はできるかもしれませんけども、徴収はできないという形が目に見えてるんじゃないですかね、と思うんですよね。

そういう点で考えると、２割、５割、７割の負担軽減が意味合いを持ってくると思うんですけども、現在の加入者の中で２割、５割負担の人たちの人数というのはどういう具合になっているのかと。この令和10年までの国民健康保険の加入者の被保険者の数と、それから軽減を受ける人たちの数はどういう具合になっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村　敦）　市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人）　幾つか御質問ございましたけども、来年も、今回、先ほどお話しいたしました事例では、１割を超えるじゃないかというようなことで、来年も同様に上がるのは厳しいというようなお話もございましたけども、今回、運営協議会の中でも、この引上げ方について議論いただいたところでございまして、今後、県の示す標準保険料率に近づけていく引上げ方についてお話合いをしていただいたときに、運営協議会の中では、毎年毎年同様に上げていくのではなくて、１年目に、令和８年度に割と大きく上げて、２年目以降は緩やかになっていくほうが、心理的な負担が、心理的ストレスがかからないというような御意見が多うございまして、今回は割と上昇幅としますと大きいものになりましたけれども、来年度は、社会情勢の変化によりましては、なかなか難しいところもありますけれども、来年度は、令和９年度は令和８年度ほどには上昇しない、抑えられるかなというふうに思っているところです。

また、子ども・子育ての関係の金額が、県のほうではなぜこういうふうになったのかということについてですけれども、各都道府県で集められるものを国のほうに納付するような格好になるかと思うんです。それが配分された金額を基に各市町のほうに配分されたような格好で、それを基に計算されているのではないかというふうに思っております。でっこみへっこみについては、ちょっとこちらのほうでは、すみません、今、把握してございませんで、

すみません、お答えができないような状況にございます。

それから、被保険者の数と被保険者の軽減の数ということなんですが、これについては、保険者数といたしますと、今、ちょっと手元の資料で令和２年度から令和６年度の国民健康保険の被保険者数がございます。令和２年度が6,259人、令和６年度が4,878人で、軽減してるところ、すみません、そちらについてはちょっとお時間かかりそうですので、後ほど資料提出させていただければと思います。

以上です。

○議長（中村　敦）　12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　国民健康保険税の賦課に関する答申についてということで、資料は全協か何かで頂いていると思うんですが、そのときは今年度の値上げは16.5％だと。そして、その後、さらに２％ぐらいでしたか、毎年、令和10年度まで上げていくんだという、こういう説明があったかと思うんですけども、そのとおりかということと、それから７割軽減のところは32％、それから５割が14％、それから２割が10％とかパーセントが出てますけども、これを合わせますと、ですから56％ぐらいの数字になってしまって、保険者の半分以上が軽減対象者だという、こういう状態が出てきてます。後ほどで結構ですから、そういう実態なのかどうなのか、パーセントではなくて実数がどうなっているかということを、また後ほどお教えいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第34号議案は産業厚生委員会に付託いたします。

ここで休憩いたします。１時まで休憩します。

午後０時02分休憩

―――――――――――

午後１時00分再開

◎議第35号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村　敦）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は、日程により議第35号　下田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志）　それでは、議第35号　下田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の22ページをお開き願います。

下田市火入れに関する条例の一部を改正する条例を、次の23ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、気象情報の表現の変更及び林野火災注意報の新設に伴い、所要の改正を行うためでございます。

改正の趣旨でございますが、気象庁が発表します気象情報におきまして、以前使われていたが現在使われておりません異常乾燥注意報の表現を、現行の気象情報用語であります乾燥注意報に改正し、文言の訂正を行うとともに、下田地区消防組合の令和８年２月定例会におきまして、下田地区消防組合火災予防条例の一部改正が行われ、既存の林野火災警報のほかに、より基準が低い林野火災注意報が新設されたことから、それを受け改正を行うものでございます。

具体的な改正箇所は、新旧対照表により御説明申し上げます。

別冊議案説明資料48ページ、議第35号説明資料をお開き願います。

本条例改正に伴う新旧対照表でございます。左側が改正前、右側が改正後、下線部分が今回改正箇所でございます。

表中の第２条第１項の申請様式であります（様式第１号）及び第４条第１項中の火入許可証様式であります（様式第２号）を削除するものでございます。いずれも今後、様式を規則により定めることとするため、条例より様式を削除するものでございます。

第14条第１項及び第２項では、異常乾燥注意報を乾燥注意報に改めるとともに、下田地区消防組合火災予防条例に新設されました林野火災に係る注意報の表記を追加し、それに合わせ文言の整理を行ったものでございます。

第17条の追加は、さきの第２条、第４条において、様式に関する定めを削り、新たに様式を規則で定めるため、条文を追加するものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の23ページにお戻りいただき、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第35号　下田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村　敦）　当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　様式を規則で定めるということになっておりますが、内容的には注意報が変わったので、それに伴う書式も変わってこようかと思うんですが、規則のほうではどういうような様式を今検討しているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村　敦）　産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志）　現在、様式につきましては、右上の現在の様式に元号が乗っかっている部分がありますので、それを削るのみという形になります。基本的な変更はないという形でございます。

○議長（中村　敦）　12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　そうしますと、ここのところの記憶にありますのは、大賀茂で山火事が、三、四年前だったですか、あったかと思うんですけども、そういう畑の枯れ草を燃やすとか、山についてるところの枯れ草を農業のために焼却するというのは、こういうような作業は手続が要るということになるんでしょうか。

○議長（中村　敦）　産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志）　この火入れに関する条例につきましては、基本、森林法に基づいてあるものでございまして、森林または森林の周囲１キロメートルの範囲内における土地における火入れに関してやるものでございます。全てが対象になるということではなくて、火入れの目的としまして、造林のための下ごしらえであるとか、開墾、あと害虫駆除、焼き畑と言ったものが対象になります。基本的には平成23年度以降、ちょっと調べたんですけれども、下田で申請になったもの、対象になったものというのはございません。一般的には大室山ですとか東伊豆町さんのススキ野、ああいった形が対象になるというふうに思われます。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第35号議案は産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第36号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村　敦）　次は日程により、議第36号　下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋　剛）　それでは、議第36号　下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の24ページをお開きください。

下田市水道使用条例の一部を改正する条例を、別紙次ページ、25、26ページのとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、料金見直しに伴い所要の改正を行うものです。

お手数ですが、議案説明資料51ページをお開きください。

資料の１ということですが、今回の水道料金の見直しにつきましては、理由としまして給水人口の減少による給水収益が減少し、令和９年度以降、欠損金が生じる見込みとなっており、今回の改定につきましては、水道事業の経営安定化を図り、水道施設の更新、耐震化の財源を確保するため、現行水道料金を見直すというものでございます。

改定時期につきましては、令和８年10月１日とするもので、改定の内容としましては、普通給水を平均20％、特別給水は工事その他臨時用を19.9％、船舶用を20％の値上げをお願いするものでございます。

基本料金につきましては、口径13ミリから100ミリまでの８段階に分かれており、最小口径である13ミリで、現行税抜き1,060円を212円引き上げて、税抜き1,272円とするものでございます。

すみませんけども、52ページのほうをお開きください。

超過料金につきましては、口径にかかわらず５段階に分かれており、１立方メートルから20立方メートルまでが１立方メートル当たり現行税抜き135円を27円引き上げて162円とするものでございます。

特別給水の工事その他臨時用は、10立方メートルで現行2,791円を559円引き上げて3,350円とするもので、超過料金１立方メートル当たり現行279円を55円引き上げて334円とするも

のでございます。

船舶給水につきましては、１立方メートル当たり現行税抜き195円を39円引き上げて、税抜き234円とするものでございます。

続きまして、53ページを御覧ください。

水道事業の財政収支の見通しでは、下田市の給水人口は減少傾向にあるのに加え、節水機器の普及により給水収益は減少する見込みです。一方、物価高騰する中、災害時の被害を最小限に抑えて早期回復が図れるよう、施設の耐震化、老朽化した設備の更新を実施していますが、資産の増加は減価償却費の増大になり、厳しい状況となっています。

現行の水道料金での試算では、収益的収支計算書の記載のとおり、令和９年度から約3,000万円を超える赤字に転落する見込みとなっております。

54ページをお開きください。

平成27年度から令和６年度までの水道事業の収支状況を掲載しています。給水人口の減少、それに伴う有収水量の減少、供給単価の増加、給水収益の減少となっております。

55ページをお開きください。

水道料金の改定率ですが、料金算定期間中における料金収入額は適正な原価に基づき算定します。この場合、原価（統括原価）と言いますが、は営業費用のほか資本費用も含む費用から算定します。

営業費用には人件費、動力費、薬品費などの経費と減価償却費等の合計額から給水収益以外の収益を控除した額が計上され、資本費には支払利息及び資産維持費を計上します。資産維持費は算定期間中の期首と期末の平均残高から算出した固定資産から土地、建設仮勘定を除いた償却対象資産の0.7％とし、控除項目として繰入金、加入金等を控除します。

料金算定期間は、令和８年度から令和11年度までの４年間とし、統括原価の内訳のとおり、料金算定期間の水道料を平均改定率20％として試算しますと、普通給水基本料、13から100ミリですが、８億4,074万円。普通給水の超過料金分です、11立方メートル以上ということで14億9,423万7,000円。特別給水、臨時給水、船舶給水が586万2,000円、合計で23億4,083万9,000円となります。統括原価が23億4,120万7,000円から給水収益23億4,083万9,000円の差額が36万8,000円となるものでございます。

料金算定期間の統括原価に対して、水道料金の見込額は４年間でマイナス36万8,000円で、単年度で９万2,000円不足することになりますが、ほぼ収支均衡となっております。このため改定率は20％とさせていただきました。

56ページをお開きください。

現行料金と改定料金の比較表となります。

57ページをお開きください。

改定料金案による収益的収支計算書となります。

58ページをお開きください。

ここでは賀茂６市町の水道料金の比較表となります。

59ページから60ページを御覧ください。

資料の②ということで、こちら新旧対照表になります。左側が改正前、右側が改正後となっており、改正箇所は第29条中普通給水、太枠内の1,060円を1,272円に、2,679円を3,214円に、4,130円を4,956円に、5,582円を6,698円に、１万1,165円を１万3,398円に、１万6,747円を２万96円に、４万1,869円を５万242円に、６万9,782円を８万3,738円に。続きまして、135円を162円に、151円を181円に、168円を201円に、195円を234円に、221円を265円に改めます。

特別給水のア工事その他臨時給水太枠中の2,791円を3,350円に、279円を334円に。

60ページをお開きください。

イ船舶用です。195円を234円にそれぞれ改めるものでございます。

61ページをお開きください。

下田市水道使用条例の一部を改正する条例の附則第２項第３項の料金の使用量、使用料金算定表となっております。

62、63ページをお開きください。

今回の条例改正に伴う下田市公共料金審議会の答申書の写しになっております。

議案件名簿に戻り、26ページをお開きください。

附則でございますが、第１項は、この条例は令和８年10月１日から施行するものでございます。

第２項及び第３項につきましては、議案説明資料61ページにて説明させていただきますので、議会説明資料の61ページをお開きください。

上段の毎月検針分ですが、10月に検針したものにつきましては旧料金で請求、11月に検針したものにつきましては新料金での請求となります。

下段の隔月検針分につきましては、10月検針分は旧料金での請求となり、11月検針分につきましては２分の１を旧料金で、２分の１を新料金で請求するものです。

以上、大変雑駁な説明ですが、議第36号　下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（中村　敦）　当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番　江田邦明議員。

○13番（江田邦明）　先ほどの議第34号の国保税と同じ観点での質問になります。こちらの水道料金の見直しについては、令和８年度からスタートする公共経営改革の実行計画のほうには、ちょっと私が見た限りでは該当する項目がございませんでしたが、公共経営改革に資する見直しかどうか、確認をさせてください。

○議長（中村　敦）　上下水道課長。

○上下水道課長（土屋　剛）　今回の改正につきましては、公共経営改革に向けた実行計画という形ではなくて、これができる前から料金改定は考えておりましたので、こちらには載っていないかと思いますが。

それと、実行計画の13ページなんですが、一応、令和８年度予算編成における重点検討項目という中の水道事業、下水道事業の見直しという部分には当たってくるのかなと考えております。

以上です。

○議長（中村　敦）　企画課長。

○企画課長（平井孝一）　公共経営改革につきましては、一般会計を主にやっておりますので、水道事業は公営企業ですので、特に下水道のような大きな繰出金等一般会計から出してはいないと認識しております。なので、下水道に関しては一般会計への繰出金を削減するために、下水道の料金は何年後かに反映する計画を記載しているところでございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　今回、10月からの値上げということかと思うんですが、それに伴う条例改正ということなんですけれども、さきに可決されました物価高騰重点支援地方交付金の中の水道使用料金減免の予算が一方であって、それは今、平井課長がおっしゃったように一般会計で、それで水道料金の値上げのほうは当然、水道料金のほうの会計という、分かれてい

るかと思うんですが、市民としては１回値下げですよね、５月から８月までの間、値下げをして、11月ぐらいからまたどんと上がるような何かイメージになるんですけれども、その辺がどういう金額的にね、例えば3,000円お支払いになっていたところがどのぐらい下がって、さらにどのぐらい上がるのかというイメージが、なかなかちょっと分からなくて、そこら辺がもし分かれば御説明いただけないでしょうか。

○議長（中村　敦）　上下水道課長。

○上下水道課長（土屋　剛）　水道料金の基本料金の免除ということで、今回の当初予算のほうには計上させてもらってあります。単純に言いますと、先ほど議案説明資料の51ページをちょっと御覧ください。51ページの中の、例えば13ミリの口径の部分で、現行料金で基本料金が税抜きで1,060円となっているものが、４か月間この料金については免除という形になります。それで、その後が改定料金の1,272円ということで、この金額に上がるということになりますので、そこの部分が新しい料金で請求させていただくということになります。

以上です。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　では、免除ということは、水道料金の請求を出さないということなのか、ゼロで出すのか、どうなんでしょうか。

○議長（中村　敦）　上下水道課長。

○上下水道課長（土屋　剛）　あくまでも基本料金の減免になりますので、要するに超過料金がかかっている人には、そのまま請求が出るということになります。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　説明資料の55ページの、総括原価の内訳ということで、令和８年から11年まで出てまして、その中の下の総計の一つ上に、控除項目というのがございますが、これが何であるのか、まずはお尋ねしたいと。

そして、これで見ますと、23億4,120万7,000円ですか、これが令和８年から11年までの４年間で必要な経費だと。そして、この20％等の値上げをした結果、その下に書いてあります13ミリから100ミリまでの基本料金の値上げが８億4,074万円とか、14億9,000万とかと三つ書いてあって、その差引きがほぼ36万8,000円ほど足りないけども、ほぼ同じ金額なので、これで４年間経営ができるんだと、こういう具合に書いてあるんだろうと思いますが、その

根拠になっております表ですので、控除項目とは何かと。そして、それは57ページに収益的収支の計算書というのがついてまして、これと関連されるんだろうと思いますけれども、どういう具合に見たらいいのかお尋ねをしたいと。

それから、もう一点は58ページのこの表は、賀茂郡下の町村と比べて下田市の料金体系が値上げしても、必ずしも高いもんではないということを証明するための表なのか、何を証明するためのこれは表なんだということをお尋ねをしたいと思います。これは、やはり使用水量が多くなると、他町村よりもだんだん料金が高いという状態を、現体系は示しているんだろうと思うんです。ですから、旅館・ホテル等、水を多く、施設については水道料もそれなりに応分なものを払ってくださいよと、そういう体系に例えば西伊豆町等に比べますとなっているということが、この数字上、表れているんだろうと思うんですね。

特に下田の料金は、西伊豆町の料金等と比べますと、必ずしも安いどころか高いんじゃないかと。どういうわけだというようなことも、この表からは意見が出てこようかと思うんですけど、この表はどういう具合に見たらいいのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村　敦）　上下水道課長。

○上下水道課長（土屋　剛）　では、まず控除項目というものからお話をさせていただきたいと思います。

55ページの水道料金の改定率ということの７行目辺りに、中段から控除項目として、繰入金、加入金等を控除しますということで、ここに出てきている金額につきましては、水道を使うとなると水道のメーター加入金が必要になると思うんですが、その分を控除させているということになります。

もし不備があったら言ってください。57ページの改定料金案による収益的収支の計算書となっております。ここに出てきていますのは、あくまでも改定後の試算をしておりまして、中段にあります収入合計から支出合計を差し引くと、5,000万円、6,000万円、5,000万円の純利益を出せるという形のものになっております。

それと、58ページなんですが、ちょっと西伊豆町さんが金額的にはある程度低いというのが、ここで見て分かるんですが、一応、賀茂の６市町の現行の水道料金、下田の場合は改定後の、そのほかにつきましては現行の料金を載せさせていただいているということになります。

以上ですけども。

○議長（中村　敦）　12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　すみませんね、ちょっと理解がいかないもんですから。そうしますと、これはちょっと電卓で差引きしてないもんで分からないんですけど。繰入金、加入金等を控除しますということで、控除する数字が1,543万9,000円、令和８年はですね。そして、11年は1,543万9,000円の同じ数字がずっと並んでいるわけですけど。繰入金・加入金は変わらないんだと。そして、この金額は何から控除されてるのかと。上の営業収益と資本的収入を足した数字からこの数字が控除されているのか、あるいは経費としてここに入れてあるのか、ちょっと表が分からないもんですから再度お尋ねをしたいと思います。

それから、この57ページの収支の計算書を見ますと、差引き、令和８年度は5,493万9,000円、5,000万円から6,000万円、11年度は5,000万円をちょっと切るようですけども。5,000万円からの収益がなければやっていけないんだということを意味しているのかと。何で5,000万円の収益がないとやっていけないという判断になるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（中村　敦）　上下水道課長。

○上下水道課長（土屋　剛）　では、まず控除項目につきましては、営業費用と資本費用を足した額から、この控除、1,600万を引かせてもらってます。それで、ここにつきましては毎年毎年の見込みが増えたり減ったりということですので、これについては同じ金額を入れさせてもらっております。

続きまして、57ページですけれども、料金改定した後のここの収支ということで記載をさせてもらってあるんですが、ここがマイナスが出てきますと、水道事業は赤字ということになってくると思います。そうなった場合に、その赤字を補塡しなければなりませんので、どこかからお金を持ってくるしかないというふうに考えております。ですので、あくまでも、53ページのほうを御覧ください。

こちらが現行の収益的収支の計算書ということで、このままでいきますと令和９年度から、先ほども説明しましたが、マイナス3,000万円からの赤字になってしまうということになります。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　そうしますと、今の説明ですと、53ページの例えば令和８年度を見ますと、５億4,496万8,000円ですね、支出合計が。それで、589万1,000円が値上げによって

5,493万9,000円になると、こういう具合に読んでいいのかということと、その上の支出合計は変わりませんよと。歳入が、ここのページじゃないほかのところに出てきてるので、そっちからその数字を持ってきているんだろうと思いますけれども、そういう具合に見ればいいかと。例えば、令和９年度はマイナスの、赤字の3,442万7,000円が、この値上げによって6,710万6,000円の黒字になるんだと、赤字が、そういう読み方をしてよろしいか。令和10年度について言えば、3,617万2,000円の赤字が6,451万7,000円の黒字になる、この値上げによってなるという具合に理解をしてよろしいのかということと、施設を更新していかなければならないので、一定の収益は当然必要かと思うんですけども、こういう時期にこれだけの20％も値上げが必要なのかどうかということと、もう一つは、今回この値上げがなされたとしても、また５年後には人口も減り、企業も少なくなっていくというようなことが想定されるわけですから、そうしますと、またそのときも大きな値上げをする、20％からの値上げをまたするのかというような、先の話で恐縮ですけども、単に値上げだけではなくて、ほかの何か手当てがないのかということを考えざるを得ない、値上げだけに頼らず、考えざるを得なくなってこようかと思うんですが、そういう点についての展望はどのようなお考えなのか、考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村　敦）　上下水道課長。

○上下水道課長（土屋　剛）　53ページと57ページにつきましては、先ほど沢登議員言われたように、53ページにつきましては、これは現行料金での試算をさせてもらってます。それでいきますと、令和９年度には3,400万円程度の赤字になってくるのかなと。57ページにつきましては、新料金による試算ということで出させてもらっていますので、新料金でいきますと令和９年度は6,700万円程度の黒字になるということになります。

それと、今後の展望につきましては、現状としては令和11年度までの数字のほうを出していますが、これから年度が過ぎていった場合に、給水人口の減少、また更新工事、耐震化の工事の増額等が考えられますので、また料金改定については大きな金額になるか分からないんですが、していかなければならないと考えております。繰入金につきましては、一応考えてはいない形で、私たちのほうは考えていない形でいます。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

４番　土屋　仁議員。

○４番（土屋　仁）　すみません、ちょっと簡単なことで申し訳ないですけど。議案説明資料

の53ページの令和７年度と令和８年度の試算で、ここで5,000万円ほど給水収益が減っているというようなことで、この辺の要因はどういうふうに見ればいいのかなと。これ、また税抜きですか、こっちは。すみません、ちょっと書いてないんで分からないんで。

それと、57ページ、これも税抜きなのかもしれないですけど、令和８年度の給水収益が５億6,149万円というのと、新年度予算の給水収益５億8,116万7,000円、この辺のちょっと違い、単純に税抜き、税込みで書いてあるんだったらそれでもいいんですが、ちょっとその辺を教えていただけますでしょうか。

○議長（中村　敦）　上下水道課長。

○上下水道課長（土屋　剛）　大変申し訳ありません。ここの収支計算書につきましては、53ページ、57ページともに税抜きでの計算をさせてもらっています。税は水道事業会計としては消費税を納税している立場になりますので、あくまでも税抜きということで支出の計算はさせてもらっております。

令和７年度が給水収益５億6,400万円、令和８年度が５億1,200万円ということで、ここはあくまでも給水人口の減少により、下がり幅が出てきているという形です。

以上です。

○議長（中村　敦）　４番　土屋　仁議員。

○４番（土屋　仁）　こんなにがくっと落ちるというのも、どうなのかなと思いますけど。令和７年度と８年度で。７年度と８年度の予算にしても、税込みで4,000万円ほど落ちているのかなというところがありますけども、税抜きで5,000万円落ちている。その辺の見込みがどのような見込みになっているのか、その辺はまた委員会のほうでちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

じゃあ、57ページの令和８年度の給水収益の５億6,149万円は、これ消費税を乗っけると５億8,116万7,000円、新年度予算という金額になるということでよろしいんでしょうか。これについては基本料金の減免四月分が引かれている中でのこの金額というようなことなんですけど、この試算でよろしいのか、お伺いします。

○議長（中村　敦）　暫時休憩します。

午後１時42分休憩

―――――――――――

午後１時46分再開

○議長（中村　敦）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋　剛）　大変貴重な時間を費やさせていただきまして、申し訳ありませんでした。

まず、53ページの令和７年度から令和８年度にかけて5,000万円落ちてるという話なんですが、これは先ほども言いましたように税抜きの価格になります。それで、あくまでも令和７年度につきましては、給水収益、税抜きの予算額を計上させてもらってあります。その後の令和８年度、９年度、10年度につきましては、経営戦略の数字を使わせてもらってますので、若干、落ちが大きくなっているという状況になります。

57ページにつきましても、こちらは試算ということで、全て税抜きの金額で入れさせてもらっています。こちらの試算等につきましては、減免分は入っていない状況になっております。

以上です。

○議長（中村　敦）　４番　土屋　仁議員。

○４番（土屋　仁）　ごめんなさい、じゃあ今度は57ページだけど、５億6,149万円の令和８年度、こちらに減免は見込んでいないというところですけれども、新年度予算の５億8,116万7,000円、これは1,500万円の四月分を引いちゃってるから、プラス6,000万円あっていいのかなというふうに思うんですけど。その辺の関係性が分かりましたらお願いしたいと思いますけど。

○議長（中村　敦）　上下水道課長。

○上下水道課長（土屋　剛）　あくまでも減免分は減免分で、収益のうちの営業外収益のほうに入ってきますので、そこら辺はちょっと見込まずに数字のほうはつくっている状況になっております。ですから、そこら辺につきましては、こちらの試算のほうには含まれていないということです。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第36号議案は産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第37号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村　敦）　次は日程により、議第37号　下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁）　それでは、議第37号　下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数でございますが、議案件名簿の27ページをお開き願います。

議案のかがみでございます。下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、次ページの28ページのとおり制定するものでございます。

提案理由につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。

お手数でございますが、条例改正関係等資料の64ページ、65ページをお開き願います。

改正内容につきましては、左側が改正前、右側が改正後となっております。改正部分はアンダーラインを引いてある箇所でございます。

すみません、ちょっと分かりやすく順序を追って説明させていただきます。

まず、65ページをお開き願います。

別表になります。こちらはいわゆる消防団員そのものの方々になります。条例の第５条第２項第１号に規定されている団員の方々になるんですけれども、そちらの方々の公務災害が発生した場合の補償基礎額を改める表となっておりまして、右側が新しい表になるものでございます。

１ページお戻りいただきまして、64ページをお開き願います。

こちら第５条第２項第２号、こちらが消防作業の従事者ですとか、救急業務協力者など、いわゆる団員以外の方で、例えば火事が起きたときに急遽作業に参加される方なんかが生じる可能性があります。そういった方々に公務災害に値するようなことが起きたときの補償の額を改めるという形のものになっておりまして、基本的には9,700円だったものが１万円に改められるものになります。ただし書きの１万4,500円が１万5,000円というのは、１万円ですと収入に比して著しく公正を欠く場合等がございますので、１万円から１万5,000円のある程度枠を取って条文が構成されているというもので、そのような形で条文を改めるものでございます。

続きまして、同条第３項で、こちらはその補償の基礎額にさらに扶養親族の方がいらっし

やった場合の加算の額を定めている項になっておりまして、今回、その改正に伴いまして配偶者の方が扶養親族の加算の部分から廃止になりまして、代わりに子に係る扶養親族の加算額が引上げをされていると。そういった趣旨の改正になっております。

第３項中の100円が433円にというのは、100円がもともと配偶者のところだったんですけれども、こちらがなくなりましたので、433円がちょっと条項の整理によって、第１号が子の加算の部分になるということで433円になります。

続いて、配偶者がなくなった部分の整理について、第２号に該当する扶養親族については、１人に383円を削りまして、第３号から第６号までを第２号から第５号までに改め、同項中第１号を削り、第２号を第１号としまして、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げるという整理をしているところでございます。

結局、扶養親族につきましては配偶者がなくなったことで、子、孫、父母、あと弟、妹さんのきょうだいですね、とか重度心身障害者といった方々が対象になるということで、この辺が第２号から第５号までの記載になっているところでございます。

お手数でございますけれども、議案件名簿の28ページにお戻りいただきまして、附則となります。この条例は令和８年４月１日から施行するものでございます。第２項の規定でございますけれども、改正後の本条例第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、令和８年４月１日以降に支給すべき事由の生じた本条例第５条第１項に規定する損害補償、以下損害補償という、並びに同日前に支給するべき事由の生じた同日以降の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、第４条、同条第４号アに規定する傷害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金、以下、傷病補償年金等という、について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、従前の例によるものでございます。

こちらは、結局、４月１日からこの条例を施行するということで、新しい補償基礎額をいつから適用するのかということについて、経過措置が規定されています。先に申し上げますと、４月１日以降に支給事由が生じた損害補償、療養とか介護というのはちょっと別の支給の算定がありますのでこれを除きます等、４月１日より前に支給が生じた傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金、こちらについては４月１日より前に支給が生じた場合でも、同日以降の期間の分は新しいものによることになります。

後段の部分の改正前の規定が適用される部分につきましては、４月１日より前に支給事由が生じた損害補償、それから４月１日より前の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金、遺

族補償年金ということでございますが、公務災害の手続は即、すぐ認定されるわけではなくて、かなり年月がたってから認定されるなんてこともありますので、もし仮に令和７年、令和８年の今日現在、例えば適用になっても、かなり年月がたってから公務災害に認定されるなんてことがあります。そのときに４月１日などの部分は、前の基礎額でいきますよということをここでうたってあります。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第37号　下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村　敦）　当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

３番　浜岡　孝議員。

○３番（浜岡　孝）　御説明いただきましてありがとうございました。基本的に一言で言えば、今回のこの改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令にのっとって、その数字に合せて全部変えているという理解でよろしいですね。

○議長（中村　敦）　防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁）　おっしゃるとおりでございます。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第37号議案は総務文教委員会に付託いたします。

○議長（中村　敦）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後１時58分散会